

令和4年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和4年 9月22日(木)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時49分
	9月29日(木)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時34分
	10月 3日(月)	開会	午後	0時59分
		散会	午後	1時 7分
	10月 5日(水) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時37分
	第2回	再開	午後	0時17分
		散会	午後	0時20分
	10月14日(金) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	2時
		閉会	午後	2時 4分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

横川雅也副委員長、権守幸男副委員長

千葉達也委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、  
田村琢実委員、本木茂委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、井上航委員、  
深谷顕史委員、山根史子委員、木村勇夫委員、秋山文和委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 10月 3日 小谷野 五雄 委員(自民) → 代理出席 宮崎栄治郎 議員

10月14日 山根 史子 委員(民主フォーラム) → 代理出席 白根 大輔 議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年9月22日(木))

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、今定例会の最終日に追加提出をお願いいたしたいと考えている表彰議案及び人事議案について、御説明申し上げます。

まず、表彰議案について御説明申し上げます。お配りした資料「令和4年9月定例会に追加提出する表彰議案」を御覧願う。

その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈についてである。彩の国功労賞を第19回FINA世界水泳選手権2022ブダペスト大会でメダリストとなった柳澤明希氏、金戸凜氏、また、2022年におけるゴルフのJLPGAツアーにおいて、史上3人目となる初優勝から2週連続優勝を果たした岩井千怜氏にそれぞれ贈呈することについて、御同意をお願いするものである。

贈呈理由等については、お配りしてある、「彩の国功労賞の贈呈について」を御覧いただきたいと存じる。

次に、人事議案について、御説明申し上げます。お配りした資料「令和4年9月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容であるが、教育委員会委員及び土地利用審査会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に櫻井雅彦氏を新たに任命することについて、埼玉県土地利用審査会委員に齋藤雅一氏、熊谷直子氏、大村雅恵氏の3名を再び任命するとともに、塚田小百合氏、鈴木俊治氏、小倉和夫氏、曲山由美氏の4名を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。

経歴等については、お配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提出させていただく議案の概要である。

よろしく願います。

**委員長**

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月29日(木)については、自民、県民、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、9月30日(金)については、自民、民主フォーラム、共産党の順に行うことで

よいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月3日（月）については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

10月3日については、1番目が阿左美健司議員、3番目が渡辺大議員でお願いします。

**委員長**

次に、10月4日（火）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

10月4日については、1番目が小川直志議員、3番目が永瀬秀樹議員でお願いします。

**委員長**

次に、10月5日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**田村委員**

10月5日については、1番目が細田善則議員、2番目が岡地優議員、3番目が神尾高善議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。 >

**委員長**

3 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・10月3日（月）、案文については一般質問最終日・10月5日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月14日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

**委員長**

4 議員定数及び選挙区等の検討についてだが、本日の各会派代表者会議において、議長から、令和5年4月に予定される統一地方選挙に向けて、議員定数・選挙区等について、これまでの例に倣い、議員定数・選挙区等に関する検討協議会の設置を、検討していただきたい旨のお話があった。

については、この件について、御協議をお願いする。

初めに、お手元の資料2の協議会の設置について、政策調査課長に朗読させる。

< 政策調査課長朗読 >

**委員長**

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会」を設置するということによいか。

< 了 承 >

**委員長**

では、引き続き、協議会の規程及び会派別委員配分について、御協議をお願いする。事務局に、規程の案文を配布させる。

< 事務局が案文を配布 >

**委員長**

ただ今お手元に配布した「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程（案）」について、政策調査課長に朗読させる。

< 政策調査課長朗読 >

**委員長**

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会規程については、案のとおり了承することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、委員配分についてだが、先ほどの規程にあった委員定数17名を各会派の所属議員数で按分すると、自民10名、県民2名、公明2名、民主フォーラム2名、共産党1名となるが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、委員については、議長から指名することとなるので、各会派におかれては、推薦される委員氏名を、9月26日（月）までに御報告いただくよう、願います。

< 了 承 >

## 委員長

5 県議会における避難訓練についてだが、令和4年9月15日の本委員会において報告したとおり、本日、避難訓練を実施する。

については、被害想定を作成したので、資料3を御覧願う。

被害想定は、首都直下型地震で、地震の規模を示すマグニチュードは7.3を想定している。震度は、さいたま市や川口市などの県南部、春日部市や草加市などの県東部、上尾市や北本市などの県中央部など広範囲にわたって、震度6弱が観測されている状況となっている。議場の状況は、議場の扉付近がゆがみ、扉の一部が開かないという事態も生じており、余震により更なる被害が発生するおそれがあるため、避難経路の安全が確保されているうちに、議事堂外への退避を行うものである。その後、訓練のため時間を短縮して行うが、余震の危険性の低下、議事堂の安全性を確認した上で、議事堂に戻り、議会運営委員会を開催し、本会議を再開するものである。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、けがのないように気を付けて避難をお願いする。

## 委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

7 その他に入る前に申し上げる。

まず、議員政策研修会についてだが、本日、午後1時から第4委員会室において開催される。同時にオンライン配信も行うので、議員各位の御参加をお願いする。

## 委員長

次に、議会運営委員会の視察について御報告する。

令和4年7月28日付けの通知により、延期となっていた本委員会の視察だが、9月16日の正副委員長会議において、今年度は実施しないことが決定されたので、御承知おき願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・９月２９日（木）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年9月29日(木))

**委員長**

1 埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会についてだが、お手元の資料の名簿のとおり、各会派より委員を御推薦いただいたので、御報告する。

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**田村委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として、条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明をさせていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

**委員長**

自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

<事務局職員が資料を配布>

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**田村委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。

令和3年6月に、さいたま市大宮区のインターネットカフェの個室において、客である男が従業員を人質に立てこもるという事件が発生した。

また、令和4年6月には、川越市のインターネットカフェにおいても、同様の事件が発生した。

店舗内に個室を設けて営業する、いわゆるインターネットカフェ等は、店舗内の安全対策や従業員の安全確保が防犯上重要であるにもかかわらず、これらを定める法令がなく、県が指導を行う根拠がない。

そこで、私たちは、インターネットカフェ等の営業を行う者に対し、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずる努力義務を定め、県が具体的な指針を策定するものとするにより、インターネットカフェ等における犯罪を防止することを目的とした条例の改正案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議させていただきたいと存じるので、よろしく

願います。

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げます。

まず、本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届は提出されていない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・１０月５日（水）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >



**委員長**

1 傍聴者の対応についてだが、県民から発言を求められている。

**井上委員**

まずは資料を配布させていただきたいと思う。

**委員長**

資料を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**井上委員**

まずはお忙しいところ、お集まりいただき恐縮である。

この後、我が会派所属の金野桃子議員の一般質問に当たり、視覚障害のある方が傍聴にいらっしゃる。ついては、ただ今配布した資料を参考資料のような形で傍聴者の方に配布し、「TELLME」という機器で左上の音声コードを読み込み、音声読上げを行いたい。あくまでも使用は傍聴席ではなく、議場外のホールとし、内容を把握した上で、また傍聴席に戻っていただくという運用とさせていただきたいと思っているので、この資料を用いることを皆様にお諮りいただけたらと思う。よろしく願います。

**田村委員**

ただ今、無所属県民会議から御提案のあった視覚障害者用の読込みの関係の件だが、まずもって、私どもにこのことの報告があったのが今、直前であった。議会手続上、先例を逸脱するようなことがあったときには、議会運営委員会に諮るとということが大前提だと思う。私がこの議会運営委員会を求めなければ、議会運営委員会が開かれないうまま、この資料が配布されることになっていた。そのことについて、まず会派としてどのように感じているのかお答え願う。

**井上委員**

県議会のホームページを見ていただければ分かるが、障害のある方にも、ない方にも同じく情報提供せよ、情報保障をせよという記載もある。それに基づいて、視覚障害のある方に対して、今回、この機器を用いるということを議会事務局と相談させていただいていた。私どもとしては、実際に議会事務局との調整等を済ませていたので、それによって問題はないと考えていたが、御指摘いただいたように議会運営委員会の皆様にお諮りいただくというプロセスを、本来であれば経るべきであったと思っているので、その旨、そのように考えている。以上である。

**田村委員**

その旨そのように考えているとはよく分からないが、私が申し上げているのは手続論の話であって、内容の話ではない。このような一見誰が見ても、全体的に総論で反対することができないようなことでも、やはり議会というのはしっかりと手続を踏んでいかなければならない。事務局がどういう判断をしたかではなくて、先例については、この議会運営

委員会で諮るというのが埼玉県議会の先例であるので、そのことについて私は伺っている。回答をお願いします。

#### **井上委員**

先例に基づき、議会運営委員会に諮るべきであった。そのプロセスを十分に経なかったことは大変申し訳なかった。

#### **田村委員**

今、井上委員から会派として謝罪があり、今回は議会運営委員会も開かれているので、この件について責めるつもりはないが、まず、この使用されているアプリが何社もあるわけで、その中でなぜこれを選んだのか、埼玉県議会としてやはり選定をしていかなければならない。プロセスも非常に重要だと思う。なぜこのアプリを選んだのかがまず問題で、まず実施するためには、例えばサイドブックスを導入するのにも、私が議長のときに半年間議論を行って、いろいろなソフトがある中で、サイドブックスを選んだ経緯がある。この機器についても、どの機器が使い勝手がいいのかなど、今初めて提案があったので全く未知数である。そういった機器を使用していくためには、やはり手続というものが非常に重要になると思う。今回は試行的に導入して課題を整理していくのか、それとも、これからいろいろなことを提案し、それを出してからスタートしていくのか、二つの方法があると思う。今回は謝罪があったので厳しいことは申し上げないが、このことを受けて、皆さんで共有をして、課題の整理に努めていくということを委員長にお願いしたいと思う。

#### **委員長**

それでは今後、この件について課題を整理させていただくとともに、今後どのように扱っていくのか協議をさせていただきたいので、よろしくをお願いします。

#### **井上委員**

こちらの機器を選んだ経緯だけ、私からお話をさせていただきたい。議会の傍聴者に配られている県議会のしおりにも同じような読上げ機能、コードがついている。それと同じ機種を選定したということなので、それだけ補足させていただく。あとは委員長の申出のとおりに従いたいと思う。

#### **田村委員**

委員長の申出ではなく、私の申出である。

#### **井上委員**

委員長のお計らいのとおりさせていただく。

#### **委員長**

それでは、今回、この資料を視覚障害のある傍聴者に試行的に配布することでよいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

ほかに発言はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、今回、試行的にこの資料を配布することで進めさせていただく。

**委員長**

2 その他の本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年10月5日(水)第1回)

---

**委員長**

1 北朝鮮のミサイル発射に関する対応についてだが、昨日10月4日、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、我が国東北地方上空を通過して太平洋に落下した。

これは、我が国のみならず、国際社会に対する明白な暴挙であり、本県議会の各会派からも、事態を憂慮する声が寄せられている。

については、本日の本会議の冒頭において、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を行うことではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局が議案を配布 >

**委員長**

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、採決区分の確認についてだが、全会派賛成でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

**委員長**

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり、企画財政委員会において、報告を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案（第116号議案ないし第124号議案）及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 決算特別委員会の設置、第125号議案及び第126号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてだが、まず、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに第125号議案及び第126号議案を付託の上、閉会中の継続審査とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料2の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

以上、決算特別委員会の設置、第125号議案及び第126号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を本日の本会議散会後に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についての(1) 条例案についてだが、去る9月29日(木)の本委員会で、自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第28号議案は、提案者を代表して、64番荒木裕介議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、議第28号議案の提案説明終了後の休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書21件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第28号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、午後12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年10月5日(水)第2回)

---

**委員長**

1 議第28号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、46番井上航議員から、質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月12日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月14日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月14日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >



和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年10月14日(金)第1回)

**委員長**

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に日下部伸三委員が、副委員長に内沼博史委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

**秋山委員**

請願の本会議討論を行うことについて、許可していただきたいので発言する。議請第3号「原発推進方針の撤回を求める意見書の提出を求める請願」の討論を希望する。

請願権は、憲法第16条に明記された国民の権利である。現代の請願は、民意を直接議会や政府に伝えるという意味が重視されており、参政権的機能を有している。その重要性を考えると、執行部提出議案や議員提出議案と同様に、本会議において各会派の意見の表明の後、採決に付することが適当と考える。本会議討論は政党、会派の意思表示にとどまらず、各議員の態度表明に、その変更も含めて直接働き掛ける機能をも有していると考えられるものである。

以上の理由から許可していただくよう、御協議をよろしく願います。

**田村委員**

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

**委員長**

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

#### 委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

#### 委員長

5 意見書案についてだが、去る10月3日(月)(一般質問中日)までに各会派から提出された意見書案の柱21件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案3件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書2件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

#### 委員長

6 第125号議案に係る関係書類の正誤表の提出についてだが、お手元の資料のとおり、知事から提出された。

この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

#### 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、御説明させていただく。

サイドボックスにある、「令和3年度行政報告書正誤表」のファイルをお開き願う。

今定例会に提出した、第125号議案に係る関係書類のうち「行政報告書」の中に誤りがあった。誤りの内容としては、令和3年度行政報告書の120ページにある、「ア 毎年経常的に実施する調査」の表の中にある「学校保健統計調査」の調査対象について、正しくは「192校(園)」と記載すべきところを「193校(園)」としていた。また、459ページの冒頭にある、「10 新型コロナウイルス感染症対策」の決算額の単位について、正しくは「千円」と記載すべきところを「円」としていた。

訂正の手続きをとらせていただくとともに、正誤表及び修正後の行政報告書を提出させていただいたので、どうぞよろしく願います。誠に申し訳なかった。

#### 委員長

この件については、本日の本会議冒頭で、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他に入る前に申し上げる。

今年度から本格実施しているペーパーレス会議システムについてだが、令和2年12月定例会の本委員会で報告した「議会改革の基本方針」の中で、本年9月頃を目途に、効果検証を行うこととされている。については、効果検証のためのアンケートを実施する。本日の本会議閉会后、事務局からメール又はファックスでアンケートを送付するので、10月31日（月）までに、事務局へ御提出いただくようお願いする。

各会派におかれては、所属議員にその旨の周知をお願いする。

**委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、4番柿沼貴志議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和4年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和4年10月14日(金)第2回)

---

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、27番守屋裕子議員から、第123号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、去る9月22日（木）の議会運営委員会において説明のあった表彰議案及び人事議案についてである。

まず、（1）審議手続についてだが、表彰及び人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（2）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その2）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についての（1）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（2）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、12番秋山もえ議員から、議第32号議案及び議第33号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月2日(金)から12月22日(木)の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。